



正社員以外の方の社会保険加入基準の明確化について

今回のあおぞらLetterでは、平成28年10月1日からの正社員以外の方の社会保険の加入基準についてお伝えします。これまで、行政機関の内部文書により、「正社員のおおむね4分の3以上」とされてきましたが、法律上、「1週の所定労働時間および1ヶ月の所定労働日数が正社員の4分の3以上」に明確化されました。



1. 社会保険加入基準（4分の3基準）の明確化について

(旧) 従来加入基準	(新) 平成28年10月1日からの加入基準
① 1日または1週の所定労働時間および1ヶ月の所定労働日数が正社員のおおむね4分の3以上	① 1週の所定労働時間および1ヶ月の所定労働日数が正社員の4分の3以上
② ①の基準に該当しない場合であっても、就労形態や勤務内容等から常用的使用関係にあると認められる場合は被保険者となる。	② 廃止



2. 旧基準で加入している人の経過措置

施行日（平成28年10月1日）において、新たな4分の3基準を満たしていない場合であっても、施行日前から被保険者である方は、施行日以降も引き続き同じ事業所に雇用されている間は、被保険者となります。

健康保険の兄弟の被扶養者認定基準が変わりました

平成28年10月1日から、健康保険の被扶養者となれる親族のうち、兄弟の認定基準が次の通り一部改正されました。

被扶養者となれる親族	① 生計維持関係のみ	② 生計維持関係&同一世帯
	<ul style="list-style-type: none"> ● 被保険者の直系尊属（父母・祖父母など） ● 配偶者（内縁関係を含む。ただし双方に戸籍上の配偶者がいない場合に限る） ● 子、孫、<u>弟妹</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 左記①以外の三親等内の親族 ※「<u>兄弟</u>」含む ● 事実上婚姻関係にある配偶者の父母と子
	改正	兄弟は生計維持関係のみでOKに！
	① 生計維持関係のみ	② 生計維持関係&同一世帯
	<ul style="list-style-type: none"> ● 被保険者の直系尊属（父母・祖父母など） ● 配偶者（内縁関係を含む。ただし双方に戸籍上の配偶者がいない場合に限る） ● 子、孫、<u>兄弟姉妹</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 左記①以外の三親等内の親族 ● 事実上婚姻関係にある配偶者の父母と子

※いずれの場合も、後期高齢者医療制度の被保険者は被扶養者になることができません。



- ◆ 「生計維持関係」が認められるには、対象者の年収が次の基準額未満であることが必要です。
 年収130万円未満（60歳以上または障害者の場合は年収180万円未満）かつ
 - ・同居の場合 収入が被保険者の収入の半分未満
 - ・別居の場合 収入が被保険者の仕送り額未満
- ◆ 「同一世帯」とは、被保険者と住居及び家計を共にしていることで、必ずしも戸籍が同じである必要はありません。また、被保険者が世帯主であることも必要とされていません。

その他の詳細やご不明な点は弊社担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277